様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 2024年9月9日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） なおさいばーてっくかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 ナオサイバーテック株式会社  （ふりがな） さわべ　なおた  （法人の場合）代表者の氏名 澤部　直太  住所　〒225-0002  神奈川県横浜市青葉区美しが丘2-17-4-404  法人番号　8020001156501  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXに関する取組 | | 公表日 | 2024年7月19日（2024年9月9日改正） | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公開方法：インターネット  公表場所：当社ホームページ  記載箇所：https://www.naocybertech.jp/wp-content/uploads/2024/09/DX\_Approach\_20240909.pdf  ページ：P.1「1.DX経営ビジョン」 | | 記載内容抜粋 | 当社は、「日本の重要インフラをサイバー攻撃から守る態勢を強化する」という設立時の理念のもと、最先端のデジタル技術を駆使し、日本の重要インフラを高度化・強靭化することで、安全で持続可能な社会基盤の構築に貢献します。特に、最先端のデジタル技術を活用して、次の3点を推進します。  ①生成AI技術を積極的に活用したサイバーセキュリティ調査の推進  ②PoC（概念実証）を通じた実践的なサイバーセキュリティ研究の推進  ③クラウドサービスを活用したバックオフィス業務効率化の推進 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 「DXに関する取組」は、唯一の取締役である代表取締役の決議によって承認を得た。なお、当社は取締役会非設置会社である。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXに関する取組 | | 公表日 | 2024年7月19日（2024年9月9日改正） | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公開方法：インターネット  公表場所：当社ホームページ  記載箇所：https://www.naocybertech.jp/wp-content/uploads/2024/09/DX\_Approach\_20240909.pdf  ページ：P.1～P.2「2.DX戦略」 | | 記載内容抜粋 | 2.DX戦略  当社は、上述したDX経営ビジョンのもと、各種業務においてDXを推進します。  2.1.サイバーセキュリティ調査におけるDX推進  サイバーセキュリティ調査においては、各種調査（文献調査、ヒアリング調査、アンケート調査など）及び報告書のとりまとめにおいて、デジタル技術を活用して効率化や品質向上を図ります。  ・文献調査においては、生成AI技術を用いた概要調査を行うことにより、業務効率化を図ります。  ・ヒアリング調査においては、オンライン会議ツールや議事録作成ツールなどの活用により、業務効率化を図ります。  ・アンケート調査においては、クラウドサービスを活用することで、短期間でのアンケート調査実施を図ります。  ・報告書のとりまとめにおいては、生成AI技術による文書生成や、文書校正ツールを活用することで、業務効率化と品質向上を図ります。  2.2.サイバーセキュリティ研究におけるDX推進  サイバーセキュリティ研究においては、論文等のサーベイによる理論研究、PoCを通じた理論の実証、論文のとりまとめにおいて、デジタル技術を活用して効率化や品質向上を図ります。  ・理論研究においては、論文等のサーベイに翻訳ツールや要約ツールを用いて、効率的な研究活動を図ります。  ・PoCにおいては、クラウドサービスを活用し仮想環境を活用することで、PoC実施の迅速化を図ります。  ・論文のとりまとめにおいては、生成AI技術や翻訳ツールを活用することで、品質向上を図ります。  2.3.バックオフィス業務におけるDX推進  バックオフィス業務においては、総務・経理・広報などの事務処理、税金・社会保険などの届出処理において、デジタル技術を活用して効率化・経費節減及び働き方改革の推進を図ります。  ・事務処理においては、総務・経理・広報の各活動にクラウドサービスを活用し、効率化と経費削減を図ります。また、仕事場所を問わずに事務処理を実施できる環境を作ることで、働き方改革の推進を図ります。  ・届出処理においては、電子申請を活用して、窓口に出向かずに税金や社会保険などの届出を実施することで、業務の効率化を図ります。  2.4.データ活用によるDX推進  上述した各種業務において、データ活用によるDX推進を図ります。  ・サイバーセキュリティ調査においては、当社が作成した各種文書及び調査対象とした文献などをクラウドストレージ上に一元管理し、生成AI技術などを用いた分析を行うことで、業務の高度化・効率化を図ります。  ・サイバーセキュリティ研究においては、PoCにおいて当社が管理するサーバなどのログデータを活用し、それを解析することで実データに基づいた研究活動の品質向上を図ります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 「DXに関する取組」は、唯一の取締役である代表取締役の決議によって承認を得た。なお、当社は取締役会非設置会社である。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 記載箇所：https://www.naocybertech.jp/wp-content/uploads/2024/09/DX\_Approach\_20240909.pdf  ページ：P.2「3.DX推進体制及びDX環境整備方策」 | | 記載内容抜粋 | 当社のDX推進にあたり、代表取締役がDX推進リーダとなり、投資を含めた積極的な取組を進めます。  3.1.DX推進体制整備方策  DX推進に向けた体制整備方策として、人材育成に向けた次の取組を行います。  ・DX推進に有効な知識（生成AI、クラウド、など）の獲得・更新や、既取得資格（情報処理安全確保支援士、CISSP、PMP、JDLA G検定、等）の維持を図ります。  ・バックオフィス業務のDX推進に必要な知識（会計、電子申請、など）の獲得を図ります。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 記載箇所：https://www.naocybertech.jp/wp-content/uploads/2024/09/DX\_Approach\_20240909.pdf  ページ：P.2～P.3「3.2.DX環境整備方策」 | | 記載内容抜粋 | 3.2.DX環境整備方策  DX推進に向けた環境整備方策として、次の各種ツールを活用します。  ・生成AIツール（例：ChatGPT、Microsoft Copilot）  ・翻訳ツール（例：Google翻訳、DeepL）  ・オフィスツール（例：Microsoft 365、Adobe Acrobat）  ・コミュニケーションツール（例：Microsoft Teams、Webex、Zoom、Slack）  ・セキュリティツール（例：Microsoft Defender）  ・PoCツール（例：AWS、VMWare）  ・電子申請ツール（例：e-Gov電子申請、e-Tax、商業登記電子出願、特許庁インターネット出願、法務局電子証明書）  ・バックオフィスツール（例：会計ソフト、人事労務ソフト、名刺管理ソフト）  ・サテライトオフィス（例：レンタルオフィスサービス） |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXに関する取組 | | 公表日 | 2024年7月19日（2024年9月9日改正） | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公開方法：インターネット  公表場所：当社ホームページ  記載箇所：https://www.naocybertech.jp/wp-content/uploads/2024/09/DX\_Approach\_20240909.pdf  ページ：P.3「4.DX戦略の達成度を測る指標」 | | 記載内容抜粋 | 上述したDX戦略の達成度は、次の指標を用いて測定し、改善に向けたフィードバックを実施します。  ①サイバーセキュリティ調査におけるDX推進  　使用したツールの数及び頻度  　実施したオンライン会議の回数  ②サイバーセキュリティ研究におけるDX推進  　使用したツールの数及び頻度  　サーベイした論文等の数 実施したPoCの回数  ③バックオフィス業務におけるDX推進  　使用したツールの数及び頻度  　実施した電子申請の回数  ④データ活用によるDX推進  　一元管理した各種文書の数  　PoCで活用したログデータ等の数量 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年7月19日（2024年9月9日改正） | | 発信方法 | ・当社ホームページに掲載した「DXに関する取組」（https://www.naocybertech.jp/wp-content/uploads/2024/09/DX\_Approach\_20240909.pdf）  ページ：P.1の冒頭 | | 発信内容 | 「DXに関する取組」にて、代表取締役社長名義で次の内容を公開している。  ナオサイバーテック株式会社（以下、「当社」という。）は、急速に変化するデジタル社会に対応し、持続的な成長を実現するため、積極的にDX（デジタルトランスフォーメーション）に取り組んでいます。近年のデジタル技術の進歩と市場環境の変化に伴い、企業の競争力強化にはDXが不可欠となっています。当社は、業務効率の向上、顧客サービスの品質向上、働き方改革の推進を目的として、DXを推進しています。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年7月～継続実施中 | | 実施内容 | ・「DX推進指標自己診断」を実施し、自己診断シートを提出した。  ・「DX推進指標ベンチマークデータ」を入手し、当社と中小企業の平均値との比較を行った。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年5月頃～継続実施中 | | 実施内容 | ・「サイバーセキュリティ基本方針」及び「プライバシーポリシー」を策定し、当社ホームページに掲載した。  ・「SECURITY ACTION」（セキュリティ対策自己宣言）に賛同し、2024年7月1日に二つ星を宣言した。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。